

22 文科高第 283 号  
平成22年6月14日

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長  
河村 潤子

### 所得税に係る寄附金控除適用下限額の引下げについて（通知）

このたび、平成 22 年度税制改正に伴い、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）が公布され、所得税に係る寄附金控除について、控除適用下限額が引き下げられることとなりました（施行期日：平成 22 年 4 月 1 日）。

改正の内容は下記のとおりであり、平成 22 年分以後の所得税について適用となりますので、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

昨今、生徒数の減少など私学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題とされており、寄附金の受入れはそのための有効な手段の一つとなるものです。近年においては、今回の改正のほかにも、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度に係る審査手続等の大幅な簡素化、所得税に係る寄附金控除の控除適用上限額の引上げ、法人税に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ、地方団体の条例により指定された寄附金に係る寄附金税額控除対象化等、学校法人への寄附を促進するための様々な税制上の優遇措置が整備されてきているところです。

貴職におかれては、所轄の学校法人が、これらの諸制度を活用して寄附金の募集を行うなどにより、経営基盤の強化により一層努めていくよう、その旨の周知をお願いいたします。あわせて、平成 20 年 7 月 10 日 20 文科高第 297 号でもお願いしているところですが、地方住民税における寄附金税額控除に関し、学校法人に対する寄附金をその対象に加えていただくお取組について御配慮くださるようお願いいたします。

### 記

#### ○所得税に係る寄附金控除の適用下限額の引下げ（所得税法第 78 条第 1 項第 2 号関係）

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 1 項では、個人が支出した国及び地方公共団体に対する寄附金、いわゆる指定寄附金並びに特定公益増進法人及び認定 N P O 法人に対する寄附金について、一定の控除枠内で、当該寄附金額に応じた控除を認めることとしており（寄附金控除）、寄附金額が、同項第 2 号で定める下限額

を超える場合には、総所得等の40%に相当する額を上限として、その超える額を課税所得から控除することとしています。

同号で定める下限額については、平成18年に1万円から5千円に引き下げられましたが、寄附額が5千円以下の場合には、寄附金控除を受けられないものとされてきました。このたび、同号の規定の改正により、この額が2千円に引き下げられ、2千円を超える寄附についても、寄附金控除を受けられることとなりました。【別紙参照】

担当 高等教育局 私学部 私学行政課 法規係  
電話 03 - 5253 - 4111 (内線 2532)

(別紙)

所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)(抜粋)

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二 二千元

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。(後略)

(略)

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法(中略)の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

○新旧対照表(所得税法(昭和四十年法律第三十三号))

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(寄附金控除)</p> <p>第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二千元</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(寄附金控除)</p> <p>第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 五千元</p> <p>2～4 (略)</p> |